

証券業界における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年5月14日
令和2年6月10日改訂
令和2年12月15日改訂
令和3年10月25日改訂
令和4年11月15日改訂
令和5年3月3日改訂
(令和5年5月8日廃止予定)
日本証券業協会

1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3月28日。5月4日変更。以下「対処方針」という）」¹において各団体が「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言²等³を参考に、業種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組みを進めることとされたことを受け、同会議の分析・提言に準拠して新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項を整理したものであり、今後、会員の店頭・事務所内業務や顧客訪問等の業務継続の参考として整理したものである。

会員は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」等を参考に、各会員の事業形態や実情等を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていただきたい。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の重症化や死亡に関するリスクが低減し、関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の会員の事業活動において、感染拡大状況や社会情勢の変化等を踏まえて用いられるべきものである。

本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を参

¹新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針はその後、累次の改訂がなされている。
(<https://corona.go.jp/emergency/>)

² 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_senmonkakaigi.html)

³ 一般社団法人 日本経済団体連合会「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_guideline1.html)

考に作成したものであり、今後、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

金融資本市場は、投資者の資産運用の場及び次代を担う成長産業をはじめとする企業の資金調達場として、我が国経済において重要な役割を担っている。証券会社は、その仲介者として、我が国金融資本市場の継続的かつ安定的な機能維持に最大限対応していくことが求められている。

会員においては、職場における感染防止対策の取組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がるとともに、こうした金融資本市場の継続的かつ安定的な機能維持にも繋がるとを認識した上で、対策に係る体制を整備し、個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価を行い、それに応じた対策を講ずるものとする。

特に、従業員への感染拡大を防止するよう、通勤形態などへの配慮、個々人の感染予防策の徹底、職場環境の対策の充実を図るとともに、顧客等への感染防止に努めるものとする。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・国・地方自治体・日本証券業協会などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- ・従業員がワクチン接種を希望する場合には、ワクチン接種⁴を受けやすいよう、ワクチン接種の当日やその後に副反応の見込まれる日については、あらかじめシフト調整、勤務免除、休暇付与などにより、職場における環境を整備する。
- ・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応する。

(2) 健康確保

- ・従業員に対し、健康観察アプリ⁵の活用などを通じ、毎日の健康状態の把握を奨励する。出勤前に、体調の思わしくない従業員には、各種休暇制度の取得、医療機関での検査や受診を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員には、医

⁴ ワクチン接種については、厚生労働省ウェブサイトの「新型コロナワクチンについて」等を参照。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

⁵ 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ健康観察アプリ」を参照。<https://corona.go.jp/health/>

療機関で受診させることや重症化リスクの少ない軽症状者等の場合には自身で検査させることを検討する。なお、直ちに医療機関で受診することができない場合やセルフチェックにより速やかに自宅療養を希望される場合等に備え、職場において厚生労働省の薬事承認した抗原定性検査キット⁶を利用した検査をできるようにするなど、検査を受けやすい環境を整備することが望ましい（従業員自身で自宅等に検査キットを常備するなどの方法も可）。職場における検査で陽性だった者のうち、特に、高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦等の重症化リスクの高い者に対しては、医療機関の受診を勧める。また、それ以外の従業員で、症状が軽いなど、自宅で療養を希望する場合は、速やかに地域の健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、自宅等で療養させる。また、体調変化時には、速やかに健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診することを勧める。

抗原定性検査キットの購入にあたっては、以下1～2が必要であることに留意し、また具体的な手順やキットの購入先リスト等については、事務連絡⁷を確認する。

- 1 検体採取に関する注意点等を理解した従業員の管理下での自己検体採取をすること
 - 2 国が承認した抗原定性検査キットを用いること
- ・発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針⁸などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師への相談を指示する。
 - ・上記については、派遣労働者や請負労働者についても派遣事業者・請負事業者を通じて同様の扱いとする。

(3) 通勤

- ・感染拡大期においては、テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制など、様々な勤務形態の検討を通じ、公共交通機関の混雑緩和を図る。

⁶ 厚生労働省・内閣官房「職場における積極的な検査の促進について」を参照。
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>)

⁷ 令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」を参照。(<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>)

⁸ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（第6版）などを参照。
(<https://www.sanei.or.jp/topics/covid19/index.html>)

(4) 勤務

- ・従業員に対し、定期的な手指消毒又は手洗いを徹底する。
- ・飛沫感染防止のため、仕切りがなく対面する場合には、顔の正面から1～2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、工夫する。
- ・建物全体や個別の作業スペースの換気⁹に努める。窓が開く場合1時間に2回以上、かつ、1回に5分以上、窓を開け換気する（寒冷期はこまめに、または常時小さく窓開けする等の工夫も考えられる）。なお、適切な空調設備を活用した常時換気も有効である。換気の効果を確認するうえでCO2モニター等を活用する方法もある。また、フィルター式空気清浄機やサーキュレーターを併用することも考えられる。
- ・オフィス内の湿度については、事務所衛生基準規則等に基づき、空調設備や加湿器を適切に使用することにより、湿度40%～70%になるよう努める。寒冷期は適度な保湿が感染拡大防止に有効であると考えられていることに配慮する。
- ・オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化の推進に努める。

(5) 休憩・休息スペース

- ・入退室時の手指消毒又は手洗いを徹底するほか、一定の距離の確保、一定数以上が同時に入らない、テーブルの上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設置（エアロゾル感染の観点から空気の流れを阻害しないことに留意）する、換気を行うなど、3つの密（密閉・密集・密接）を防ぐことを徹底する。

(6) 顧客に対する協力の要請

- ・発熱や風邪症状、濃厚接触がある方の来店を控えてもらう。
- ・店内では椅子の間引きや来店予約制の検討等、顧客同士が一定の距離を保てるような対応を行い、また顧客にも協力を得る。
- ・休止店舗、営業時間・コールセンター等受付時間変更等の情報を周知する。
- ・混雑状況によっては、入店をしばらくお待ちいただくことがあることを周知する。
- ・上記や自社の対応について、ウェブサイトでの公表や店頭ポスターの掲示を行うなど、顧客への周知を図る。

(7) 従業員に対する感染防止策の啓発等

⁹ 新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」を参照。

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dail7/kanki_teigen.pdf)

- ・従業員に対し、密閉空間での会話を避けるなど、基本的な感染対策を促す。
- ・従業員等へワクチン接種の有効性を発信する。
- ・患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者、ワクチン接種を受けていない従業員が、職場内で差別されることなどが無いよう、従業員に周知啓発する。回復した従業員の円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、あるいは、濃厚接触の可能性のある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。

(8) 感染者が確認された場合の対応

- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことが無いよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適切に取り扱う¹⁰。
- ・従業員等が自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類の提出を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS¹¹ で取得した療養証明書等により、確認を行うこと。
- ・また、当該従業員等が職場に復帰する場合には、療養証明書や検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

以 上

¹⁰ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

¹¹ 厚生労働省ウェブサイト「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)」を参照。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html)